

## 実在の通信販売サイトを騙った



### 相談事例

大手メーカーの家電製品をインターネットで検索したところ、公式サイトで安く販売していた。通常数万円する家電製品が7,800円と非常に安かったので、すぐに申し込み、クレジットカードで決済した。

商品が届かないので心配になり、販売サイトを再度確認すると、公式サイトと瓜二つだが、住所が書かれておらず、URLも相違していた。キャンセルしたい。

### アドバイス



**安易に注文せず、販売サイトに不審な点がないか、しっかり確認しましょう!**

◆ 実在の通信販売サイトに非常によく似た作りで、販売価格よりかなり安く商品を販売する偽サイトによるトラブルが急増しています。

◆ 販売価格が大幅に値引きされている場合、安易に注文せず、インターネット上で該当のサイトに関するトラブル状況を確認したり、正規サイトのURLの表記と違ってないか等、確認することが必要です。

◆ 偽サイトにおいて、代金を振り込んでしまった、クレジットカードで決済してしまったことに気づいたときは、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

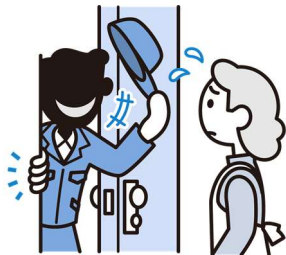
消費生活相談は

**消費者ホットライン**

☎局番なし

い や や  
**188**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



# ガス点検を装った 訪問や不審電話などに注意！

ガス点検や消防設備点検、電気点検などを装った訪問や電話、メールなどにより、個人情報を読み出したり、使用料金や修理代金をだまし取ったりする事例、自宅に押し入り現金やカードを奪う強盗事件も発生しています。ご注意ください。

## 注意のポイント



在宅時も必ず施錠しましょう！

**!** ドアを開ける前には、必ず相手を確認しましょう

ガス点検などの訪問があった際は・・・

**!** 身分証の提示を求めたり、契約会社に確認しましょう  
事前に点検のお知らせが届いていないかも確認しましょう



電話やメールなどでは・・・

**!** 個人情報の取扱いに注意しましょう  
名前や年齢だけでなく、契約状況なども大切な情報です  
メールなどに記載されたURLへ安易にアクセスせず、不明な点は契約会社に確認しましょう



不審な訪問、電話などがあった際は・・・

**!** 契約会社に事実を確認し、警察に通報しましょう



訪問販売や電話勧誘で、本来は必要のない商品を買わされたり  
修理などの契約をしてしまったら・・・



相談窓口

**!** 消費者ホットライン188にご相談ください

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



神奈川県



不要な訪問販売 撲滅!  
かながわ宣言

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506